

# 滋賀県公立学校講師募集要項

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校講師として任用するために、下記のとおり志願者を募集しています。

## 1. 種類

区分	説明
講師（臨時）	産前産後の休暇等の特別休暇、育児休業、休職等の教諭・養護教諭・栄養教諭の代替として臨時に任用する常勤の講師
会計年度任用職員（非常勤講師）	週のうち、あらかじめ定められた時間、教科・科目の授業のみを行う非常勤の講師

## 2. 応募資格

(1) 次の表の種別ごとに、それぞれに掲げる教員免許状を有しておられる方、または取得見込みの方

種別	所有免許状
小学校教員	小学校教諭普通免許状
中学校教員	中学校教諭普通免許状
高等学校教員	高等学校教諭普通免許状
特別支援学校教員	幼・小・中・高のいずれかの教諭普通免許状 ※特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭普通免許状を併せて有することが望ましい。
養護教員	養護教諭普通免許状
栄養教員	栄養教諭普通免許状

(2) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条に掲げる欠格事由に該当しない方

(3) 心身ともに健康で、勤務に耐え得る方

## 3. 応募期間

随時。ただし4月当初からの任用を希望される場合は、原則として1月末日までに志願書を提出してください。

## 4. 募集する種別

(1) 小学校教員

(2) 中学校教員

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭および外国語

(3) 高等学校教員

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（音楽、美術、書道）、外国語、福祉、情報、家庭、農業、工業および商業

(4) 特別支援学校教員

(5) 養護教員

(6) 栄養教員

## 5. 応募方法

### (1) 電子登録をする方

滋賀県教育委員会ウェブページ内「滋賀県公立学校講師募集」にある URL をクリックし、しがネット受付サービスの登録画面に進んで、必要事項を入力する。

### (2) 志願書を提出する方

「滋賀県公立学校講師志願書」を滋賀県教育委員会事務局教職員課（以下教職員課）へ提出する

## 6. 登録および任用

(1) 志願書をもとに書類審査の上、講師志願者名簿に登録します。

(2) 任用内定にあたっては、当該市町教育委員会または学校長から、本人に通知します。

(3) 任用の内定通知を受けられた方は、当該市町教育委員会または学校長の指示により、直ちに次の書類を提出していただくことになります。

- |  |    |
|--|----|
| (ア) 申立書（所定の用紙）   | 1部 |
| (イ) 健康診断書（3か月以内のもの）  | 1部 |
| (ウ) 教員免許状写し（または免許状取得見込証明書）<br>または、更新講習修了確認証明書写し<br>※教員免許状の有効期限が確認できるもの | 1部 |
| (エ) 履歴書（所定のもの）   | 1部 |

## 7. 給与その他の勤務条件

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等に基づくものとします。

## 8. その他

(1) 講師登録の有効期間は登録日から3年間です。引き続き登録を希望される方は登録の更新をしてください。

(2) 講師に任用されていない方でも、講師登録に基づき教員免許更新講習を受講することができます。受講希望の方は教職員課までご連絡ください。

(3) 講師登録事務は、教職員課および滋賀県小・中学校校長会事務局で行っています。登録内容について確認が必要な場合には、連絡させていただくことがあります。

(4) 登録を抹消したい場合や登録内容に変更が生じた場合、電子登録の方は「しがネット受付サービス」の「申込内容照会」から行うことができます。志願書を提出した方は、教職員課または滋賀県小・中学校校長会事務局までご連絡ください。

問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局教職員課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-4532・4534

滋賀県小・中学校校長会事務局

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目4-15

TEL 077-521-1295（教育会館内）